

【外洋特別規定の概要】

1. 目的

外洋レースを行う際の、**最低限の設備と訓練**の基準である。

- ・最低限の設備を共通化することにより、ある程度の安全を確保しつつレースを公平に行うためにある。
(外洋特別規定 1.01 参照)

2. 責任

艇と乗員の**安全確保の責任は各々の艇**（艇の責任者）にある。

- ・目的にあるように外洋特別規定は最低基準であって、安全を担保する物ではない。(外洋特別規定 1.02 参照)

3. 適用

規定に従っているかどうかの**確認する権利はレース主催者**にある。

- ・レース参加するに当たり、規定に適合させる責任は各艇にある。
- ・参加艇が規定に従っているかどうかを確認する権利は、レース主催者にある。(外洋特別規定 2.02 参照)
- ・確認方法には、申告書などを用いた自己申告やレース主催者による実艇検査などがある。
- ・ナショナルオーソリティは個々の艇に認可を与えたり、個々の艇の可否を判断しない。

【JSAF 外洋特別規定の成り立ち】

1. JSAF 外洋特別規定の原型

ISAF が定める Offshore Special Regulations が基本。

- ・国際セーリング連盟 (ISAF) が定める Offshore Special Regulations の邦訳が JSAF 外洋特別規定である。
- ・ただし、以下の 2 点に当てはまる項目に関して日本独自の特記事項として変更している。
 - a. 日本国内法に適合しない項目。
 - b. 日本国内において極めて入手、対応困難な項目。

2. 適用期間

4月1日～翌々年3月31日まで。2年毎に改訂（西暦偶数年に新発行）。

- ・ISAF-OSR は、1月1日～翌年12月31日までの2年間が適用期間。
- ・JSAF 外洋特別規定は、ISAF-OSR の3ヶ月遅れで運用。

3. 採用カテゴリー

モノハル カテゴリー 3、4、5、6 のみ。

- ・ISAF-OSR は、モノハルとマルチハルの2種、カテゴリー0～6までの7段階。
- ・JSAF 外洋特別規定 2010-2011 は、モノハル1種、カテゴリー3～6までの4段階。